

日薬連発第 639 号
平成 29 年 9 月 13 日

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会
(押印省略)

「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の
実施に関する基本方針」の遵守徹底について（依頼）

標記について、厚生労働省大臣官房厚生科学課長より、別添のとおり依頼がありましたので、貴団体加盟企業に周知方よろしくお願いいたします。

科発 0911 第 1 号
平成 29 年 9 月 11 日

日本製薬団体連合会会長 殿

厚生労働省大臣官房厚生科学課長



「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」の
遵守徹底について（依頼）

動物実験等の適正な実施について日頃よりご協力いただきまして感謝いたします。

厚生労働省においては、平成 18 年に「厚生労働省の所管する実施機関における動物
実験等の実施に関する基本指針」（最終改正：平成 27 年 2 月 20 日付け科発 0220 第 1
号厚生科学課長決定）を定め、動物実験等の適正な実施を図っているところです。

本基本指針においては、その適用対象として、「厚生労働省が所管する事業を行う法
人」を含めており、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する
法律（昭和 35 年法律第 145 号）に基づく事業を行う法人」を対象としています。

平成 28 年度厚生労働科学特別研究事業「厚生労働省の動物実験の基本指針に基づく
外部検証等の実施方法に関する特別研究」（研究代表者：山海直 国立研究開発法人医
薬基盤・健康・栄養研究所主任研究官）において、貴連合会にもご協力をいただき、
本基本指針の遵守状況等に関するアンケート調査（匿名調査）を実施した結果、動物
を取扱う一部の企業等において、本基本指針に定める機関内規程の整備や動物実験委
員会の設置等がなされていないことが明らかとなりました。

つきましては、貴連合会管下の企業等に対し、本基本指針の遵守徹底について周知
いただけますようお願いいたします。

また、動物実験等を外部委託する場合においては、委託先における本基本指針又は
他省の基本指針に基づき適正な動物実験等が実施されることの確認に努めるよう、併
せて周知方お願いします。

参考 1：「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」
http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku_jouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/honbun.pdf

参考 2：平成 28 年度厚生労働科学特別研究事業「厚生労働省の動物実験の基本指針に
基づく外部検証等の実施方法に関する特別研究」研究成果報告書
<https://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do?resrchNum=201605005A>





参考1 基本指針

科発 0220 第1号
平成 27 年2月 20 日

関係試験研究機関の長
関係学会の長
都道府県知事
特別区の長
保健所政令市の長
関係団体の長

殿

厚生労働省大臣官房厚生科学課長
椎葉 茂樹



厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針の一部改正について

動物実験等の適正な実施については、「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針について」(平成 18 年6月1日厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知)を定め、その適正な実施を図ってきたところであるが、今般、本指針の一部改正を行ったので通知する。

なお、本指針については、厚生労働省科学研究費補助金等の交付を受けて研究を行う場合に、当該補助金等の交付に当たって、本指針の遵守を求めているなど厳格な運用を引き続き行う方針である。

については、貴機関又は貴団体管下のすべての動物実験等に関わる者に本指針の改正について周知徹底をお願いする。また、研究を行う機関においても、本指針の改正内容につき、十分ご了知の上、本指針を遵守し、動物実験等が適切に行われるよう、必要な組織体制や機関内規程の整備等の措置を図られるよう特段のご配慮をお願いする。

厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針

前文

生命科学の探究、人及び動物の健康・安全、環境保全等の課題の解決に当たっては、動物実験等が必要かつ唯一の手段である場合があり、動物実験等により得られる成果は、人及び動物の健康の保持増進等に多大な貢献をもたらしてきた。

一方、動物実験等は、動物の生命又は身体の犠牲を強いる手段であり、動物実験等を実施する者はこのことを念頭におき、適正な動物実験等の実施に努める必要がある。また、平成17年6月に動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第68号）が公布され、これまで規定されていた Refinement（苦痛の軽減）に関する規定に加え、Replacement（代替法の利用）及び Reduction（動物利用数の削減）に関する規定が盛り込まれ、我が国においても、動物実験等の理念であり、国際的にも普及・定着している「3Rの原則」にのっとり、動物実験等を適正に実施することがより一層重要となっている。本指針は、このような状況を踏まえ、厚生労働省の所管する実施機関において、動物愛護の観点に配慮しつつ、科学的観点に基づく適正な動物実験等が実施されることを促すものである。

第1 総則

1 目的

本指針は、人の健康の保持増進及び医学の進展等のためには、動物実験等は必要不可欠な手段であるが、命ある動物を用いることにかんがみ、動物愛護に配慮しつつ、科学的観点に基づく動物実験等を適正に実施するために遵守すべき基本的事項を定めることにより、適正な動物実験等の実施の推進を図ることを目的とする。

2 定義

(1) 動物実験等

動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。

(2) 実験動物

動物実験等のため、施設で飼養し、又は保管している哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。

(3) 実施機関

動物実験等を実施する機関であって、次に掲げるもの（これに係る動物

実験等を実施する附属の研究所等も含む。)をいう。

- ① 厚生労働省の施設等機関
- ② 独立行政法人（厚生労働省が所管するものに限る。）
- ③ その他の厚生労働省が所管する事業を行う法人

(4) 動物実験計画

動物実験等の実施に関する計画をいう。

(5) 動物実験実施者

動物実験等を実施する者をいう。

(6) 動物実験責任者

動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に係る業務を統括する者をいう。

第2 実施機関の長の責務

1 実施機関の長の責務

実施機関の長は、実施機関における動物実験等の実施に関する最終的な責任を有し、本指針に定める措置その他動物実験等の適正な実施のために必要な措置を講じること。

2 機関内規程の策定

実施機関の長は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。）、本指針その他の動物実験等に関する法令等の規定を踏まえ、動物実験等の施設等の整備及び管理の方法並びに動物実験等の具体的な実施方法を定めた規程（以下「機関内規程」という。）を策定すること。

3 動物実験委員会の設置

実施機関の長は、動物実験計画が本指針及び機関内規程に適合しているか否かの審査を行うなど、適正な動物実験等の実施を図るために必要な事項を検討するため、動物実験委員会を設置すること。

4 動物実験計画の承認

実施機関の長は、動物実験等の開始前に動物実験責任者に動物実験計画を申請させ、その動物実験計画について動物実験委員会の審査を経て、その申請を承認し、又は却下すること。

5 動物実験計画の実施結果の把握

実施機関の長は、動物実験等の終了後、動物実験責任者から動物実験計画の実施結果について報告を受け、必要に応じ適正な動物実験等の実施のため

の改善措置を講ずること。

6 教育訓練等の実施

実施機関の長は、動物実験実施者その他実験動物の飼養又は保管等に携わる者（以下「動物実験実施者等」という。）に対し、適正な動物実験等の実施並びに 実験動物の適切な飼養及び保管に関する知識を修得させるための教育訓練の実施その他動物実験実施者等の資質の向上を図るために必要な措置を講ずること。

7 自己点検及び評価並びに検証

実施機関の長は、定期的に、実施機関における動物実験等の本指針及び機関内規程への適合性について、自ら点検及び評価を行うとともに、当該点検及び評価の結果について、当該研究機関等以外の者による検証を実施することに努めるものとする。

8 動物実験等に関する情報公開

実施機関の長は、機関内規程及び7の規定に基づく点検及び評価の結果等について、適切な方法により公開すること。

第3 動物実験責任者の責務

1 動物実験計画の策定

動物実験責任者は、動物実験等の実施に当たっては、あらかじめ動物実験計画を策定し、実施機関の長の承認を得ること。

2 動物実験計画の実施結果の報告

動物実験責任者は、動物実験等の終了後、実施機関の長に動物実験計画の実施結果について報告すること。

第4 動物実験委員会

1 動物実験委員会の役割

動物実験委員会は、次に掲げる業務を行うこと。

- ① 実施機関の長の諮問を受け、動物実験計画が本指針及び機関内規程等に適合しているか否かの審査を行い、その結果を実施機関の長に報告すること。
- ② 動物実験計画の実施結果について、実施機関の長より報告を受け、必要に応じ助言を行うこと。

2 動物実験委員会の構成

動物実験委員会は、実施機関の長が次に掲げる者から任命した委員により構成することとし、その役割を果たすためにふさわしいものとなるよう配慮

すること。

- ① 動物実験等に関して優れた識見を有する者
- ② 実験動物に関して優れた識見を有する者
- ③ その他学識経験を有する者

第5 動物実験等の実施上の配慮

1 科学的合理性の確保

動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する等の観点から、次に掲げる事項を踏まえ、動物実験計画を立案し、動物実験等を適正に実施すること。

(1) 適正な動物実験等の方法の選択

次に掲げる事項に配慮し、適正な動物実験等の方法を選択して実施すること。

① 代替法の利用

科学上の利用の目的を達することができる範囲において、実験動物を供しない方法が利用できる場合は当該方法によるなど、できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用すること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。

② 実験動物の選択

科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される実験動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。この場合において、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。

③ 苦痛の軽減

動物愛護管理法及び飼養保管基準における苦痛の軽減に係る規定を踏まえ、科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法によること。

(2) 動物実験等の施設及び設備

適切に維持管理された施設及び設備において動物実験等を実施すること。

2 安全管理

物理的・化学的な材料、病原体又は遺伝子組換え生物等を用いる動物実験

など、人又は実験動物の安全・健康、周辺環境及び生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する場合は、関係法令等の規定並びに実施機関の施設及び設備の状況を踏まえ、動物実験実施者等の安全確保及び健康保持のほか、公衆衛生、生活環境及び生態系の保全上の支障を防止するために相当の注意を払うこと。また、飼育環境の汚染により実験動物が傷害を受けることのないよう十分に配慮すること。

第6 実験動物の飼養及び保管

実験動物の飼養及び保管（輸送時を含む。）は、動物愛護管理法及び飼養保管基準に従うほか、飼育環境の微生物制御等の科学的観点から、動物実験等に必要な飼養及び保管方法を踏まえ適切に行うこと。

第7 その他

- 1 地方公共団体の設置する衛生に関する試験検査研究施設及び病院等において動物実験等を実施する場合は、本指針に準ずることが望ましいこと。
- 2 本指針の適用される実施機関が本指針と同等以上の基準を定めた他省庁の定める動物実験等に関する指針の適用を受け、当該他省庁の定める指針に従って動物実験等を実施している場合は、本指針に準じて実施されているものとする。
- 3 本指針が適用される実施機関において、動物実験等を別の機関に委託する場合は、委託先においても、本指針又は2に規定する他省庁の定める動物実験等に関する指針に基づき、適正に動物実験等を実施するように努めること。
- 4 本指針が適用されない実施機関であって、2に規定する他省庁の定める動物実験等に関する指針も適用されない場合において、厚生労働省の所掌事務に係る動物実験等を実施するときは本指針に準ずることが望ましいこと。

資料B-1

アンケート調査の対象
(下記の団体等に仲介を依頼)

法人、連合会等

団体名	団体の概要
日本製薬団体連合会 (日薬連)	医薬品工業の健全なる発達並びに国民生活の向上に寄与することを目的としている。医薬品製造業者を会員とする地域別団体(16団体)及び業態別団体(15団体)による連合会である。
安全性試験受託研究機関協議会 (安研協)	日本に事業所を置く非臨床試験受託機関を会員とした協議会で、非臨床試験に対する世界的な法的動向及び技術動向に対応する活動を行っている。会員数は19社である。
日本医療機器産業連合会 (医機連)	保健・医療用の用具、機器、器材、用品等の開発、生産、流通に携わる事業者団体による組織。現在、医療器機関連21団体(加盟企業数約4280社)の連合体からなる連合会である。
日本化粧品工業連合会 (粧工連)	化粧品をめぐる安全性の保証や訴求表現に関する問題、環境への対応などの課題に対応し、業界の発展に資することを目的としている。国内製造販売業者等の3つの化粧品工業団体(加盟企業1148社から構成される連合会である)。

自治体関係

団体名	団体の概要
地方衛生研究所全国協議会 (地衛研全国協議会)	全国地方衛生研究所間の連携を密にすることにより事業の強化促進を図り、もって公衆衛生の発展に寄与することを目的として設立され、現在、会員数は、77研究機関となっている。
全国市場食品衛生検査所協議会 (全国市場協議会)	全国の市場に設置されている食品衛生検査所が、事業の強化を図るために設置されており、現在加盟している検査所は55機関である。
全国自治体病院協議会 (全自病協)	自治体病院事業の発展とその使命の完遂により、地域保健医療の確保と質の向上を図り、もって地域社会の健全な発展に寄与することを目的とした公益社団法人で、現在会員数は正会員(病院)が885、準会員(診療所・看護施設等)が213である。

資料 B-3

アンケート集計の結果

資料 B-3-1 選択式設問の集計

表 1～表 14 は「厚生労働省が所管する事業を行う法人（以下、法人）」に対する調査のとりまとめ

表 15～表 29 は「厚生労働省基本指針を準用する」とされる「自治体設置の試験研究機関・病院（以下、自治体）」に対する調査のとりまとめ。

有しており、動物実験を実施している	154
有しているが、動物実験を実施していない	14
有していない	334

外部委託していない	156
国内の企業等に外部委託しており、委託先において機関内規程が定められていることを確認している	159
国内の企業等に外部委託しているが、委託先における機関内規程の定めの有無を確認していない	19
海外の企業等に外部委託している	71

定められている	141
策定を予定している	8
定める予定はない	6
未回答	1

厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	124
研究機関等における動物実験の実施に関する基本指針（文部科学省）	37
農林水産省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	14
動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（日本学術会議）	113
その他の指針、ガイドライン等（複数回答）	59
具体的な指針等名： 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（環境省）、 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（環境省）、 動物の殺処分に関する指針（環境省）、 米国「実験動物研究会ガイド“ILAR Guide”、 「実験動物の管理と使用に関する指針第8版（National Research Council）」等	
根拠基本指針を明確には記述していない	5

① 動物実験等に関して優れた識見を有する者	129
② 実験動物に関して優れた識見を有する者	113
③ その他学識経験を有する者	121
①から③以外の者：	46
動物実験委員会が設置されていない	19

実施している	126
実施を予定している	11
承認・却下をしているが実施機関の長ではない者が実施している	10
実施する予定はない	9

講じている	126
講じることを予定している	13
講じる予定はない	17

実施している	132
実施することを予定している	12
実施する予定はない	12

実施している	108
実施することを予定している	23
実施する予定はない	25

実施している	68	
機関名	公益財団法人HS振興財団	54
	AAALAC international	12
	公益社団法人日本実験動物協会	2
	大学教授	1
実施することを予定している	15	
実施する予定はない	72	
未回答	1	

公表している	74
公表を予定している	10
公表の予定はない	54
情報公開請求があったときのみ公表する	18

機関内規程	21
自己点検および自己評価結果	23
外部検証結果	44
動物種	5
飼育匹数	2
施設の情報（飼養保管施設の名称等）	7
動物実験計画書の年間承認件数	2
教育訓練の実績（実施日、実施内容概略、参加者数等）	4
動物実験委員会の委員の構成（役職、専門、資格等）	4
その他（具体的な記述は別表）	47

表1 2別表	
「表1 2」により公表している動物実験等に関する具体的な情報でその他に記載されていた事項	
	厚労省の基本指針等に従って実施していること。機関内規程を有し、外部委託試験も含めて全件動物実験委員会の事前審査を行った上で承認されたもののみを実施していること。年1回自己点検・評価を行っていること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・法令指針等を遵守していること、 ・動物実験委員会にて動物実験等の審査をしていること、 ・3Rを遵守していること
	機関内規程、自己点検評価、外部検証については、それらを制定、または実施していることを公表
	規制に従って実施している旨を公表。
	動物愛護の観点での動物実験実施基準を定め、動物実験委員会を設置していることを公表。
	機関内規程が制定されていることを公表している
	第三者認証を受けていること、動物実験等の適正な実施のために日々活動している内容についてHPで公開
	機関内規程の有無、自己点検の実施、外部検証結果（認証）についてのみ公開。加えて、社内管理体制（コンプライアンス・プログラム）を制定し、動物実験規程及び動物実験委員会を整備・運営し、動物実験及び飼養を適正に実施している旨を公表。
	動物福祉を配慮した動物実験に対する取り組み方針
	「機関内規程」があり、「動物実験委員会」が適正な審査を行って動物実験を実施しているという内容の情報公開をしているが、規定の内容や委員会の構成などについては公表していない。
	機関内規程の有無、自己点検の実施、外部検証結果（認証）についてのみ公開。
	<p>【研究開発における倫理的配慮】として、以下の事項をHPに記載している。</p> <p>①動物福祉の観点から、関連法令やガイドラインに沿って社内規程を定め、社内委員会を設置し、実施する全ての動物実験について、社内規程に沿って3Rの原則に基づいた配慮が適切になされていることを審査している。</p> <p>②動物実験の実施体制については定期的に自己点検を行い、関連法令やガイドラインにも適合していることを確認し、第三者機関であるHS振興財団より認定を受けている。</p>
	関連法律、社内規程に基づき動物実験委員会を設置し、全ての動物実験について審査を行い、動物愛護に配慮した適正な動物実験を実施している旨を記載している。
	HPに「動物実験における倫理的配慮」として、①機関内規程を制定していること、②動物実験委員会を設置し、各実験内容の審査をしていること、③定期的に自己点検を実施していることを公表している。
	倫理規程
	動物実験委員会で動物実験計画書の審査を行っていること
	動物実験を行う際の倫理的配慮について

動物実験に関する規程の名称、動物実験委員会の開催回数、自己点検評価委員会の開催日、教育訓練の開催日
社外で行うすべての動物実験について動物実験委員会審査を行っていること
<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省の基本指針に沿った機関内指針を定めていること ・実験の倫理性について審査を実施していること ・自己点検・評価を実施していること
<ul style="list-style-type: none"> ・動物実験等の必要性について ・法令・指針等を遵守していること ・機関内規程を作成していること ・委員会にて動物実験等の審査をしていること ・3Rsを遵守していること ・自己点検及び評価を実施していること ・第三者認証を受けていること
<p>弊所では以下のことなどを公表しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」に基づいて機関内規程を制定していること。 ・動物実験委員会を設置して全ての動物実験を審査していること。 ・教育訓練を実施していること。 ・自己点検を実施していること。 ・外部評価・検証を受けていること。
CSR報告書に「● 動物実験に関する配慮」として実験動物を用いた実験の必要性と3Rsへの配慮に努めていることを記載
社外HPに各種ガイドラインを基に社内規定を作成し、第三者による認証を取得し適切に動物実験を実施している趣旨を掲載している。
厚生労働省の「動物実験等の実施に関する基本指針」に準拠した社内規程を制定していること。すべての動物実験が、3Rの原則への適合性などについて動物実験委員会の審査を経て実施されていること。定期的な自己点検・評価により適正な実施が確認されていること。基本指針への適合性について、HS振興財団による動物実験実施施設認証を取得していることをHPに公開している。
動物実験については、生命に対する尊厳を忘れず、動物実験の基本精神である3Rに準拠し、適切に実施していることについて述べている。
すべての動物実験は3Rに配慮して実施しており、また法令及び厚生労働省指針に基づく社内規程を定め動物実験委員会を設置して動物実験の審査を行い、承認された実験のみを実施していること、定期的に自己点検・評価を行い動物実験が常に適正に実施されていることを確認していること、HS振興財団の第三者認証を取得していることを公開している。
法令・指針に則り機関内規定を整備し、動物実験委員会を設置して3Rの原則に基づき、実験計画書の審査を経た上で研究を行なっている旨をホームページに掲載している。
機関内規程を制定していること、自己点検を実施していることは外部に公表していますが、具体的な規程の内容や自己点検結果は公表しておりません。
CSRレポートにおいて、3Rを原則とした機関内規程に基づき、動物実験に対する適切な対応を実施していることを公表している。
機関内規定を定め、自己点検を実施している旨を公開している。内容までは公開していない。

動物実験に対する取り組み（理念）を公表している
機関内規程を策定し、社内動物実験委員会を組織して、社内外の動物実験を審査していること、並びに、定期的に自己点検を実施していることについて公表している。
その他 動物実験を実施していること、外部検証を含めた倫理的配慮への取り組みの説明文を公表している。
外部検証については、HS 財団による認証取得についてその事実のみを記載し、特に具体的な情報については開示していない。その他の項目についても具体的な開示はしていない。
動物実験については、生命に対する尊厳を忘れず、動物実験の基本精神である3Rに準拠し、適切に実施していることについて述べている。
機関内規程があること、自己点検評価を実施していること、教育訓練を実施していること、動物実験委員会を設置していることは公表している（具体的な内容は公表していない）。
3Rを念頭に置いて「動愛法」と「厚生労働省の基本指針」を遵守して動物実験を適正に実施していること、自己点検・評価を実施して常に改善に努めていること、第三者機関による外部評価を受けて認定を受けていることを、HPに掲載している。
指針やガイドラインに基づいて機関内規程を作成し、IACUC の審査および機関の長による承認、自己点検実施等により適正に実施していること、教育訓練を実施していること、HS 財団の認証を取得していること、実験動物に対して感謝の気持ちと哀悼の念を持ち続けるよう慰霊祭を実施していること
<ul style="list-style-type: none"> ・法令指針等を遵守していること、 ・動物実験委員会にて動物実験等の審査をしていること、 ・3Rを遵守していること 上記○を付けた①, ②, ③についても、規定や結果本文でなく、それらを制定、実施していることを公表
<ul style="list-style-type: none"> ・動物実験委員会の設置 ・3Rの遵守 ・教育訓練を実施していること
<ul style="list-style-type: none"> ・教育訓練を実施している事。 ・動物実験倫理委員会にて動物実験計画書の審査を行っている事。 ・自己点検の実施をしている事、点検により必要に応じた改善を施している事。
動物実験等の適正な実施のために日々活動している内容についてHPで公開
動物福祉を配慮した動物実験に対する取り組み方針

ホームページ	71
年報	11
その他（具体的な記載は別表を参照）	13

<p>アニュアルレポート</p> <p>情報公開用冊子を年度単位で作成しているが、不特定多数への配布は行っていない。顧客の来社時や営業部門の顧客訪問時、および関連学会等の参加時に配布を行っている</p> <p>環境社会報告書（会社発行）</p> <p>請求者と調整する。</p> <p>CSRレポート（冊子として配布、ホームページ掲載）</p> <p>情報公開請求に応じて、都度公表する具体的な情報と方法を検討し実施します。</p> <p>会社案内にもHPと同様の記載。</p> <p>CSRレポート</p> <p>CSR報告書</p>
--

作成している	95
作成を予定している	31
作成の予定はない	30
未回答	3

表15 【自治体】機関内の動物実験施設（試験研究用の動物の飼養施設）の保有状況		総回答数 370
有しており、動物実験を実施している		49
有しているが、動物実験を実施していない		21
有していない		300

表16 【自治体】外部委託による動物実験の実施状況（複数可）		
外部委託していない		361
国内の企業等に外部委託しており、委託先において機関内規程が定められていることを確認している		4
国内の企業等に外部委託しているが、委託先における機関内規程の定めの有無を確認していない		2
海外の企業等に外部委託している		0
※3 機関 未回答		367

表17 【自治体】動物実験に関する機関内規程の有無		
定められている		33
策定を予定している		6
定める予定はない		10

表18 【自治体】機関内規程で記載されている根拠基本指針（複数回答）		
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針		20
研究機関等における動物実験の実施に関する基本指針（文部科学省）		9
農林水産省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針		2
動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（日本学術会議）		12
その他の指針、ガイドライン等（複数回答）		12
具体的な指針名	動物の殺処分方法に関する指針	2
	動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（環境省）	3
	実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（環境省）	8
	動物愛護及び管理に関する条例	1
	県保健環境センター食品衛生検査等業務管理要綱	1
根拠基本指針を明確には記述していない		10
※1 機関 未記入		

① 動物実験等に関して優れた識見を有する者	17
② 実験動物に関して優れた識見を有する者	13
③ その他学識経験を有する者	12
①から③以外の者：	9
所長、室長、部長、班長	1
所長、検査部門責任者、検査区分責任者	1
動物実験に関わる研究所職員	1
当所食品等検査業務管理要領に基づく検査業務管理検討委員会構成員	1
細菌科・ウイルス科職員	1
①班長、②当該実験に直接関係する部署の職員（但し、動物実験責任者は除く）	1
事務局次長	1
動物施設担当総務	1
実施機関施設管理者等	1
動物実験委員会が設置されていない	16

実施している	22
実施を予定している	7
承認・却下をしているが実施機関の長ではない者が実施している	2
実施する予定はない	16
※2機関 未回答	47

講じている	23
講じることを予定している	7
講じる予定はない	17
※2機関 未回答	47

実施している	21
実施することを予定している	9
実施する予定はない	17
※2機関 未回答	47

実施している	20
実施することを予定している	12
実施する予定はない	14
※3機関 未回答	46

実施している	5
機関名	HS振興財団・ 国動協相互検証・ H市保健所・ S市食品衛生検査信頼性確保部門
実施することを予定している	7
実施する予定はない	33
※4機関 未回答	45

公表している	11
公表を予定している	11
公表の予定はない	19
情報公開請求があったときのみ公表する	6
※2機関 未回答	47

機関内規程	4
自己点検および自己評価結果	6
外部検証結果	2
動物種	10
飼育匹数	7
施設の情報（飼養保管施設の名称並びに主要な飼養保管施設の名称等）	4
動物実験計画書の年間承認件数	5
教育訓練の実績（実施日、実施内容概略、参加者数等）	3
動物実験委員会の委員の構成（役職、専門、資格等）	3
その他	5
実験動物飼育室稼働率 動物実験委員会開催回数 情報公開請求者の依頼に基づき、必要な情報を公開（個人情報を除く）	

表27 【自治体】「表25」による公表の方法について。(複数回答。「その他」の場合は、下記に具体的な公表の方法を記載)

ホームページ	7
年報	6
その他	4
情報公開請求があったときに、情報公開条例等に基づき、当該文書の閲覧又は文書の複写を交付する。	

表28 【自治体】災害時等の緊急時における、実験動物の保護や、実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止のための計画の作成

作成している	9
作成を予定している	16
作成の予定はない	23
※1機関 未回答	計 48

表29 【自治体】「厚生労働省動物実験施設協議会(厚労働協)」という組織について

すでに加入している	2
よく知っている	0
聞いたことがある	11
知らない・聞いたことがない	28
※市場検査所協議会の調査では質問項目から除外	